

1 設置部会（現行）

- 北海道こども施策審議会の下に次の部会を設置（子ども政策局所管）。

No	名 称	所掌事項	定数
1	こども施策部会 [こどもの意見反映有識者WG]	こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画策定・推進管理、こども施策の推進、こども・若者等の意見反映等	10名以内
2	こども部会	こどもの視点によるこども施策の推進等	22名以内
3	こども・子育て支援部会	子ども・子育て支援事業支援計画策定・推進管理、保育所、認定こども園の設置認可、こどもの居場所づくり、母子保健等	18名以内
4	こども家庭支援部会	子どもの貧困対策推進計画策定・推進管理、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画の策定・推進管理等	15名以内
5	困難女性支援部会	困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画策定・推進管理等	8名以内
6	障がい児支援部会	こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画を策定するための障がい児支援施策に関する事項等	15名以内
7	こども措置審査部会	施設入所等の措置の決定等、死亡事例等の重大事例の検証、被措置児童等虐待等	8名以内
8	権利擁護部会	社会的養護に係る児童等の権利擁護等	4名以内
9	次世代成育支援部会	青少年の健全育成等	13名以内
10	社会環境整備部会	青少年の健全育成のための社会環境の整備等	7名以内
11	社会的養育支援部会	社会的養育推進計画の策定・推進管理、里親の認定等	8名以内

2 令和7年度の対応

- 令和7年度組織機構改正に伴い、次世代成育支援部会及び社会環境整備部会の庶務については、環境生活部くらし安全局地域安全課の所管へ移行